

日本創傷外科学会専門医制度規則

制定 平成 22 年 7 月 30 日

第 1 章 総則

- 第 1 条 この制度は、創傷外科に関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 日本創傷外科学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本創傷外科学会専門医（以下専門医と略記）を認定する。

第 2 章 専門医制度を運用する機関

- 第 3 条 日本創傷外科学会は、専門医制度の運用に当たって専門医委員会を設置する。
- 第 4 条 専門医委員会は、専門医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。

第 3 章 専門医申請資格

- 第 5 条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。
- 1) 日本国の医師免許を有していること
 - 2) 日本形成外科学会認定専門医の資格を有していること
 - 3) 申請時において、一定期間日本創傷外科学会の会員歴を有していること
 - 4) 本学会が定めた研修施設において、一定期間創傷外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

第 4 章 専門医の認定

- 第 6 条 専門医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を専門医委員会に提出しなければならない。
- 第 7 条 専門医委員会は、専門医申請者に対して年 1 回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。
- 第 8 条 専門医委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。
- 第 9 条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示し、専門医認定証を交付する。
- 第 10 条 専門医認定証の有効期限は交付の日より 5 年とする。

第 5 章 専門医の更新

第 11 条 専門医資格の継続を望む者は、資格取得後 5 年毎にこれを更新しなければならない。

第 12 条 専門医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を専門医委員会に提出し、更新審査料を納付しなければならない。

第 13 条 専門医委員会は、資格更新申請者に対して毎年 1 回更新審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第 14 条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、専門医認定証を交付する。

第 6 章 専門医資格の喪失

第 15 条 専門医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 日本形成外科学会認定専門医の資格を喪失したとき
- 3) 専門医の資格を辞退したとき
- 4) 専門医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消しされたとき

第 16 条 専門医等の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を 2 年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、専門医委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他専門医委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第 17 条 専門医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、専門医委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その専門医に対して弁明の機会が与えられなければならない。

第 7 章 専門医制度開始に伴う暫定措置

第 18 条 専門医申請資格（制度規則第 3 章第 5 条）を満たし、日本形成外科学会専門医を引き続き 10 年以上有する日本創傷外科学会会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類のうち診療記録（第 3 章第 9 条の 4）ならびに研修証明書（第 3 章第 9 条の 2）の提出を免除する。

第 19 条 この暫定措置は平成 23(2011)年 6 月 1 日より開始し平成 26(2014)年 5 月 31 日で終了する。

第 8 章 規則の変更手続

第 20 条 改廃 この規則の改廃は、社員総会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。
附 則

1. この規則は、平成 22(2010)年 7 月 30 日より施行する。